

# 労働安全衛生法に基づく特別教育に係る 修了証の再交付・書替えについて

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部徳島職業能力開発促進センターでは、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく特別教育を実施しております。

特別教育の修了台帳の保存期間が5年間になったことに伴い、特別教育修了者に対する**修了証の再交付・書替え等の申請の有効期間を初回修了証発行から5年間とし、この期間を過ぎた申請につきましては受付ができません**のでご注意ください。

なお、この変更は、特別教育は事業主が労働者に危険・有害な業務に就かせる際に行わなければならないものであり、危険有害な業務に係る取扱い方法や科学的理論は、時代の経過とともに変化することから、事業主の指示のもと改めて特別教育を受けた方が適切であるとの趣旨によるものです。

何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

変更後	＜労働安全衛生法に基づく特別教育修了証の再交付・書替えの期限＞ 実施した特別教育の修了証交付から5年
-----	---

## 【お問合せ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

徳島支部 徳島職業能力開発促進センター 訓練課

住所：徳島市昭和町8丁目27-20

TEL：088-654-5102

